

真岡市の環境

平成23年度に調査した真岡市の環境についてお知らせします。

二大気

(大気調査は平成22年度県調べ)
 県が年間を通じて、市内4カ所で測定しています。国が定める環境基準と比較した結果は、左表の通り大部分の項目で基準値を達成しましたが、光化学オキシダントが基準値を超えています。これは県内でも同じような状況です。

測定項目	測定結果
二酸化硫黄	基準達成
浮遊粒子状物質	基準達成
二酸化窒素	基準達成
光化学オキシダント	非達成
ダイオキシン類	基準達成
トリクロロエチレン	基準達成
テトラクロロエチレン	基準達成
ベンゼン	基準達成
ジクロロメタン	基準達成

※光化学オキシダント
 : 光化学スモッグの原因となる物質

河川

市内を流れる河川について水質検査を行った結果、人の健康の保護に関する環境基準である有害物質(カドミウムなど27項目)は、すべて基準値以下でしたが、生活環境項目の中で大腸菌群数は、基準を超える結果が多く見られました。

河川名	有害物質	生活環境項目適合率%	BOD 平均値 mg/l
五行川	基準達成	80.0	1.3
行屋川	基準達成	83.3	1.5
小貝川	基準達成	83.3	1.3
鬼怒川	基準達成	82.2	1.4
江川	基準達成	78.3	1.8

※BOD: 有機物の汚れを示す水質の指標で、数値が大きいほど汚れている。
 (基準値は2mg/l)

農業用水

市内を流れる農業用水(9用水)を調査した結果、窒素の基準値を超える結果が多く見られました。

調査対象(検査年度)	検査結果	平均値	環境基準値	単位
土壌中の(H23)ダイオキシン類	0.85~12	4.7	1,000	pg-TEQ/g
河川底質中の(H23)ダイオキシン類	0.26~2.3	1.2	150	pg-TEQ/g
大気中の(H22)ダイオキシン類	0.036~0.11	0.059	0.6	pg-TEQ/m ³

※1pg...1兆分の1グラム
 ※TEQ...ダイオキシン類は多くの種類があり、毒性も異なるため、毒性を一定のルールで換算した値

地下水

市内の状況を把握するための水質検査(概況調査)をしています。また、すでに汚染が確認されている地域は、栃木県と共同で継続監視調査を行っています。現在汚染が確認されている地域は左表の通りです。

汚染物質	地域
有機塩素系化合物	松山町・荒町・田町・台町・八木岡・伊勢崎・長田・石島・久下田のそれぞれ一部
六価クロム	鬼怒ヶ丘の一部
硝酸性窒素 および 亜硝酸性窒素	下籠谷・八木岡・西田井・下大沼・加倉・中・若旅・寺内・松山町・上大曾・久下田・長島・さくら・石島・古山・西大島・境・程島のそれぞれ一部

騒音

騒音は、私たちの日常生活に深く関係の深い問題です。市では環境基準の達成状況を把握するため調査を行っています。測定結果は左表の通り、全調査地点で環境基準を達成しました。

※左表の単位は全てdB(デシベル)

測定場所(基準値)	昼(70)	夜(65)
北関東自動車道/長田1丁目	56	50
国道294号線/さくら4丁目	65	62
国道294号線/八木岡	66	61
国道408号/長田	67	65
県道西小埜真岡線/荒町	65	59
県道真岡上三川線/長田	66	63
県道石末真岡線/荒町2丁目	61	52
県道真岡烏山線/東郷	64	57
市道371号線/並木町1丁目	62	57

※幹線道路近接空間とは、道路端から15~20メートルの範囲をいう。

騒音の大きさの例

騒々しい街頭や事務所	70
静かな乗用車の中 普通の会話	60
静かな事務所	50
図書館 市内の深夜	40
郊外の深夜 ささやき声	30

放射能

市では定期的に市内を2kmメッシュに区切った46カ所で空間放射線を測定しています。測定の結果は、全ての地点で毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、昨年の測定開始当初と比較すると減少してきています。自宅敷地等の放射線量を測定する「出張測定」も実施していますので、ご心配の方はお問い合わせください。

道路に面する地域

測定場所	昼(基準値)	夜(基準値)
高勢町(北関東自動車道側)	55(60)	44(55)

一般地域

測定場所	昼(基準値)	夜(基準値)
さくら1丁目	50(55)	40(45)
下高間木	47(55)	40(45)
台町	51(55)	45(45)
荒町	47(60)	36(50)

※(昼)6:00~22:00(夜)22:00~6:00

市内46カ所測定結果

高さ:50cm 単位μSv/h

平成23年8月(測定開始)	平成24年10月	
最大値	0.16	0.13
最小値	0.08	0.08
平均値	0.12	0.10

※0.23μSv/h...面的な除染基準である年間1ミリシーベルトを1時間当たりに換算した値

動物愛護

犬や猫は、癒しを与えてくれるペットとしてだけでなく、大切な家族の一員として多くの家庭で飼われるようになりました。しかし、一方で、飼い主のモラルが問われるトラブルが増加しています。近隣や周囲の人に迷惑を掛けることなく、楽しく快適にペットと暮らすために、次のルールを守りましょう。

- 無責任なエサやりはやめよう!
エサだけ無責任にあげるのはやめましょう。飼う場合は責任を持って飼いましょう。
- ペットを捨てないで!
動物を捨てるのは犯罪です。不幸な命を増やさないためにも、避妊去勢手術を受けましょう。
- 所有者を明らかに!
犬も猫も名札などをつけるようにし、犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射票を付けましょう。
- 正しいしつけと健康管理を!
習性を理解し、「におい」「鳴き声」など、ご近所の迷惑にならないようにしましょう。
- 犬の放し飼いは禁止!
散歩のときは、引き綱やリードを付けましょう。(夜間も同様)
- 犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに。
犬の生涯一度の登録と年1回の狂犬病予防注射は、法律で定められています。(室内犬も同様)
- フンの処理を適切に!
犬の散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう。猫は専用トイレを用意し、決まった場所でさせましょう。

【環境調査結果、公害などに関する問い合わせ】
 環境課公害対策係 ☎8318127
 【動物愛護、環境保全、墓地などに関する問い合わせ】
 環境課環境保全係 ☎8318125
 FAX 8315896